



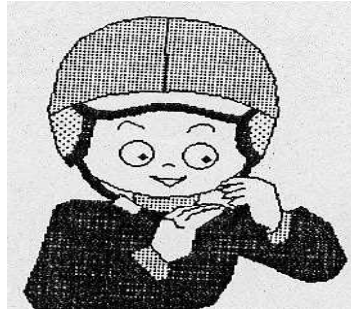
# 野口駐在所だより

令和5年  
11月号

日光警察署  
野口駐在所  
53-5002

## 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



## 優しさと思いやりのある行動

- ① 歩きスマホはやめましょう！

車両を運転しながらはもちろんのこと、歩きながらスマートフォン等を操作する、いわゆる「歩きスマホ」は、画面に夢中になるあまり、車両等への注意力が散漫となり、転倒等のけが、他の歩行者や自転車との接触事故になるおそれがあり、大変危険な行為です。

- ② 自転車のスマホは交通違反！

車両を運転しながらスマートフォン等を操作する、いわゆる「ながら運転」も絶対にしてはいけません。

- ③ 飲酒運転等の根絶・妨害運転の防止！

飲酒運転等を絶対にしない・させない  
二日酔い等による飲酒運転に注意  
妨害運転(いわゆる「あおり運転」)は絶対にしない

